

Ⅱ 内水面における水産動植物の採捕の許可申請に関する事項

内水面における水産動植物の採捕の許可の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定及び「内水面における水産動植物の採捕の許可等に関する取扱方針（令和2年12月1日施行）」（以下「取扱方針」という。）の定めるところによる。

内水面における水産動植物の採捕の許可等に関する取扱方針

（趣旨）

第1 内水面における水産動植物の採捕の許可の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（申請書等の提出先）

第2 採捕の許可に関する申請書その他の書類の提出先については、申請しようとする者の住所地の区分に応じ、以下のとおりとする。

申請しようとする者の住所地	提出先
(1)いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡及び相馬郡	福島県水産事務所
(2) (1)以外の県内及び県外	福島県農林水産部水産課

（許可の対象区域）

第3 採捕の許可の対象区域は、漁業権の設定されていない内水面（鮫川を除く。）の区域とする。

（許可の対象漁具）

第4 採捕の許可の対象漁具は、当分の間規則第33条第1項各号に掲げるもののうち次の漁具に限るものとする。

- (1) 投網
- (2) 四ツ手網
- (3) 長袋網

（許可の有効期間）

第5 採捕の許可の有効期間は、同一河川については、同一の期日に満了するように定めるものとする。

（採捕の期間）

第6 採捕の期間は、当分の間、毎年8月1日から翌年5月15日までとする。

2 漁業調整、水産資源の保護培養及び漁業取締上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず採捕の期間を更に短縮することがある。

(採捕の区域及び統数の制限)

第7 採捕の区域は、1人1河川(1水系)以内とし、許可の統数は1人につき1漁具1ヶ統とする。

(許可の優先順位)

第8 漁業調整のため、許可の統数を制限する必要がある場合の許可の優先順位は、次の順序による。

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 県内に住所を有しない者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 採捕しようとする河川の属する市町村に住所を有する者
- (2) 前項に掲げる者以外の者

3 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 採捕しようとする河川において、種苗放流等の増殖事業を行い水産資源の保護培養に努めている団体の構成員である者
- (2) 前項に掲げる者以外の者

(許可の申請)

第9 採捕の許可を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに規則第33条第3項に掲げる事項を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、採捕を開始しようとする期日の1か月前までに知事に提出するものとする。

ただし、第7の1の規定により漁具ごとに許可統数を定めたときの申請書の提出期日は別に定める。

- (1) 採捕計画書
- (2) 採捕区域を明示した図面
- (3) その他知事が必要と認める書類

(許可の条件)

第10 採捕の許可にあたっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 使用漁具は1ヶ統をこえてはならない。
- (2) 竿釣及び手釣の妨害をしてはならない。
- (3) 操業時間は、日出時から日没時までとする。
- (4) 採捕終了後、1か月以内に採捕実績報告書を提出しなければならない。

(許可の取消等)

第11 次に掲げる要件に該当する場合は、許可の取消し又は次回以降の許可をしないことがある。

- (1) 許可証に記載された事項に違反した場合
- (2) 漁業又は労働に関する法令に違反した場合

(3) 漁業調整その他公益上必要があると認める場合

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
 - 2 水産動植物の採捕の許可等に関する取扱方針（昭和56年7月1日）は廃止する。
-

1 水産動植物の採捕の許可（規則第33条第1、3項）

内水面において規則第33条第1項に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに、許可申請書（参考様式1）を知事に提出しなければならない。

2 許可証書換え交付（規則第33条第13項で準用する規則第27条）

許可証（参考様式4）の記載事項（採捕の許可の内容たる事項を除く。）に変更を生じたときは、速やかに許可証書換え交付申請書（参考様式2）を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

3 許可証再交付（規則第33条第13項で準用する規則第28条）

許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに許可証再交付申請書（参考様式3）を提出して、知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

4 許可証の返納（規則第33条第13項で準用する規則第30条）

当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

この場合において、許可証を返納できないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

5 採捕実績報告（取扱方針第10(4)）

採捕終了後、1か月以内に採捕実績報告書（参考様式5）を提出しなければならない。

6 申請書類の提出先

- (1) いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡又は相馬郡に住所を有する者
福島県水産事務所（いわき市）
- (2) (1)以外の県内に住所を有する者又は県内に住所を有しない者
福島県農林水産部水産課（福島市）

7 申請書類一覧表

	採捕許可	書換え交付	再交付
申請書 (参考様式 1~3)	○	○	○
採捕計画書	○		
採捕区域を明示 した図面 (10 ページ)	○		
その他知事が必 要と認める書類	①	①	

① 必要に応じ、別途、県（水産課又は水産事務所）が指定する。

8 申請書類の参考様式

【参考様式1】

〇〇による採捕許可申請書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

下記により水産動植物の採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

1 採捕の種類

〇〇による採捕

2 採捕する区域

3 採捕する期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 採捕する水産動植物の種類

5 漁具の数及び規模

6 使用する船舶

(1) 名称 (船名)

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

7 採捕に従事する者の氏名及び住所

8 その他参考となるべき事項

(注) 〇〇には使用する漁具を記入する。

【参考様式2】

〇〇による採捕許可証書換え交付申請書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

下記により〇〇による採捕許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
〇〇による採捕
- 2 許可を受けた年月日及び許可番号
- 3 書換えの内容

項 目	現在の許可証の記載事項	書換えを受けようとする内容

- 4 書換えを必要とする理由

(注) 〇〇には使用する漁具を記入する。

【参考様式3】

〇〇による採捕許可証再交付申請書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

先に交付を受けた許可証を亡失(毀損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 採捕の種類
〇〇による採捕
- 2 許可を受けた年月日及び許可番号
- 3 亡失(毀損)の理由

(注) 〇〇には使用する漁具を記入する。

【参考様式4】

(表面)

許可番号 内第 号	
〇〇による採捕許可証	
住所 氏名	〔 法人にあつては、名 称及び代表者の氏名 〕
年 月 日	
福島県知事	印

(裏面)

1 採捕の種類
2 採捕する区域
3 採捕する期間
4 採捕に従事する者の氏名及び住所
5 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
6 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
7 条件

【参考様式 5】

〇〇による採捕実績報告書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け内第 号で許可を受けた〇〇による採捕の実績を下記のとおり報告します。

記

月	採捕 日数	(魚種名)		(魚種名)		(魚種名)		その他		合計		主な 採捕 場所
		尾数	重量 (kg)	尾数	重量 (kg)	尾数	重量 (kg)	尾数	重量 (kg)	尾数	重量 (kg)	

(注) 〇〇には使用した漁具を記入する。

採捕重量は、尾数×1尾当たり平均重量で推定してもよい。

主な採捕場所は、河川名ではなく、地名等を冠した俗称でもよい。

9 採捕の区域を明示した図面の記載例

